


(案)

逗子市行財政改革基本方針

—変化を実感できる逗子づくり—

計画期間 2023年度～2026年度
(令和5年度～令和8年度)

 逗子市

2023年(令和5年)3月

目次

I	はじめに	1
II	令和元年度(平成 31 年度)から令和 3 年度までの取組実績	2
1	令和元年度(平成 31 年度)の主な取組	4
2	令和 2 年度の主な取組	5
3	令和 3 年度の主な取組	6
III	基本的事項	7
1	推進の 3 本柱	7
(1)	行政力の向上 ～行政運営の改革～	7
(2)	財政力の向上 ～自治体経営の改革～	7
(3)	組織力の向上 ～組織・ヒトの改革～	7
2	計画期間	8
3	進行管理及び推進体制	8
(1)	行財政改革推進本部	8
(2)	行財政改革推進懇話会	8
(3)	庁内推進体制の構築	8
(4)	広報	8
4	評価の方法	8
IV	推進項目	10
1	行政力の向上 ～行政運営の改革～	10
(1)	業務プロセス改善の推進	10
(2)	デジタル化の推進	10
(3)	民間委託等の推進・指定管理者制度の更なる活用	10
(4)	関係団体等との連携強化	11
(5)	シティプロモーション	12
2	財政力の向上 ～自治体経営の改革～	13
(1)	経費の節減合理化等財政の健全化	13
(2)	新たな歳入の確保と企業誘致・起業支援	13
(3)	財政指標の改善	14
(4)	受益者負担の適正化	14
(5)	公会計制度の活用	14
(6)	公共施設マネジメント	15
3	組織力の向上 ～組織・ヒトの改革～	16
(1)	働き方改革の推進	16
(2)	定員管理	16
(3)	給与の適正化	16
(4)	「逗子のために SouZou(創造・想像)力を発揮して未来にチャレンジする職員」の育成	17
(5)	人事評価システムの推進	17

I はじめに

本市では、従来から行財政の効率的な運営に取り組んできており、昭和63年に逗子市行政改革大綱を策定し、その後も平成7年、平成13年と大綱を策定、平成19年度からは逗子市行財政改革基本方針を策定し、これに基づき、社会経済情勢の変化に対応しながら、簡素で効率的な行財政システムを確立すべく取り組んでいます。また、平成6年度からは逗子市行財政改革推進本部を設置し、これらの基本方針の推進及び進行管理を行いつつ行政組織の見直しを進めています。

近年、本市の人口は約57,000人程度の横ばいで推移してきましたが、高齢化率は30%を超え、人口も平成21年をピークに減少傾向となり、将来人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和22年の総人口は47,008人で、平成27年の57,425人から1万人以上減少するものと推計されています。¹

個人市民税が歳入の4分の1を占める本市においては、生産年齢人口の減少に伴い、歳入の根幹である市税も年々減少することが見込まれます。

こうした中、平成28年度決算の結果の影響を受け、平成30年度当初予算の編成において、約7億円の財源が不足する見込みとなったことから、緊急財政対策本部を立ち上げ、平成29年10月から令和5年3月末までの6年間を期間とする財政対策プログラムを策定し、歳入増と歳出減による財政対策に取り組みました。人件費及び事務事業費等の見直しが図られたこと、目標としていた財政調整基金の額を達成したことなどから、集中対策期間が終了する令和元年度をもって、プログラムを前倒して終了しました。

財政再建については、一定の目途が立ったところですが、本基本方針の策定期間である令和5年度からの4年間においても、持続可能な財政運営への道筋を明確にしながら、絶え間なく、着実に、行財政改革に取り組んでいきます。

¹ 逗子市人口ビジョン（2020年）参照

Ⅱ 令和元年度(平成31年度)から令和3年度までの取組実績

令和元年度（平成31年度）から令和4年度までを計画期間においては、基本方針に掲げた3つの柱である「行政力」「財政力」「組織力」の向上を推進しました。

また、この計画期間においては、市民の皆さまのご理解とご協力を得ながら財政対策プログラムに取り組んだ結果、財政再建は一定の目途がつかいましたが、引き続き財政対策は不断の取組として継続してきました。

基本方針に掲げた3つの柱のうち、主な取組として、「行政力」の向上の取組においては、業務プロセス改善の推進として、市庁舎地下駐車場の民間事業者への貸付、庁舎内の蛍光灯のLED化による電気料金の削減、不要となった公用車の売払い、放置自転車等対策に係る業務の見直し等を行いました。また、関係団体との連携強化として、葉山町とのごみの共同処理、し尿処理等の事務委託の取組等を行いました。

「財政力」の向上の取組においては、経費の節減合理化等財政健全化の取組として、不要となった道路等の売払い、ふるさと納税の強化、電気料金の削減を実施しました。また、保育料の見直し、家庭系ごみ処理手数料の有料化等による受益者負担の適正化を進めました。

「組織力」の向上の取組においては、「人事育成基本方針」に基づいた職員育成に向けた研修を実施や、人事評価システムの運用を進めました。

また、行財政改革推進本部において「行政力」「財政力」「組織力」の各推進項目から、重点課題を決定し、年度ごとに達成状況の進捗管理を行いました。

<基本方針重点課題評価対象>

大項目	中項目	小項目
1 行政力の向上	業務プロセス改善の推進	行財政改革推進事業
	関係団体との連携強化	2市1町ごみ処理広域化
2 財政力の向上	新たな歳入の確保と企業誘致・起業支援	企業誘致等推進事業
	公共施設マネジメント	逗子市公共施設等総合管理計画
3 組織力の向上	働き方改革の推進	職員数の定員管理

<3年間の実績>

(単位：円)

	令和元年度（平成31年度）		令和2年度		令和3年度		3年間実績	
	報告件数	効果額	報告件数	効果額	報告件数	効果額	報告件数	効果額
1 行政力の向上～行政運営の改革～	48	240,457,347	52	270,363,956	72	253,784,936	172	764,606,239
(1) 業務プロセス改善の推進	16	3,866,955	17	6,106,195	28	6,975,607	61	16,948,757
(2) 民間委託等の推進・指定管理者制度の更なる活用	14	83,622	10		13		37	83,622
(3) 関係団体との連携強化	9	236,506,770	11	264,257,761	15	246,809,329	35	747,573,860
(4) 市民対応力の向上	3		4		6		13	0
(5) シティプロモーション	6		10		10		26	0
2 財政力の向上～自治体経営の改革～	28	61,075,444	27	82,849,908	27	81,857,519	82	225,782,871
(1) 経費の節減合理化等財政の健全化	13	5,247,166	15	1,963,026	14	2,966,498	42	10,176,690
(2) 新たな歳入の確保と企業誘致・起業支援	1		3	20,451,800	3	21,128,500	7	41,580,300
(3) 財政指標の改善							0	0
(4) 受益者負担の適正化	6	55,828,278	2	60,435,082	2	57,604,121	10	173,867,481
(5) 公会計制度の活用	1		2		1		4	0
(6) 公共施設マネジメント	7		5		7	158,400	19	158,400
3 組織力の向上～組織・ヒトの改革～	2	0	2	0	3	0	7	0
(1) 働き方改革の推進					1		1	0
(5) 「逗子のためにSouZou（創造・想像）力を発揮して未来にチャレンジする職員」の育成	1		1		1		3	0
(6) 人事評価システムの推進	1		1		1		3	0
その他	17	7,966,146	3	520,359	4	0	24	8,486,505
合計	95	309,498,937	84	353,734,223	106	335,642,455	285	998,875,615

1 令和元年度（平成 31 年度）の主な取組

- **LED化による電気料金の削減（効果額：約128万円）**

庁舎内の蛍光灯をLED化することにより、電気料金の削減を図りました。
- **公用車の売払い（効果額：約145万円）**

不要となった公用車を売払い、収入としました。
- **放置自転車等巡視啓発撤去運搬業務及び自転車等保管場所管理業務の見直し（効果額：約90万円）**

実施日や作業内容について、緩急をつけ、費用対効果を図りました。
- **市と葉山町との燃やすごみの共同処理の取組（効果額：約2億1,058万円）**

平成30年4月から平成31年3月末までの間に、約5,636トンの燃やすごみを葉山町から受け入れ、焼却処理を実施しました。このことにより、同町から「ごみ処理負担金」が本市へ納入されました。
- **市と葉山町とのし尿・浄化槽汚泥の共同処理の取組（効果額：約2,592万円）**

し尿及び浄化槽汚泥の処理を葉山町へ事務委託することにより、し尿処理施設の維持管理経費を削減しました。また、し尿の収集・運搬及び浄化槽汚泥の清掃を許可業者制へ移行したことにより、委託費を削減しました。
- **家庭ごみ処理有料化（効果額：約5,583万円）**

ごみの更なる減量化・資源化を図るため、家庭ごみ処理有料化の取り組みを進めました。
- **下水道事業の地方公営企業法を適用した公営企業会計への移行**

経営状況が見える化し、経営の健全化や計画性・透明性の向上を図るとともに、財務諸表等を活用した財務状況の分析を可能としました。

2 令和2年度の主な取組

- **市庁舎地下駐車場の民間事業者への貸付（効果額：約594万円）**

市庁舎地下駐車場を民間事業者に貸付け、管理運営させることで、利用者の利便性を向上させるとともに、貸付収入を得ました。
- **市と葉山町との燃やすごみの共同処理の取組（効果額：約2億1,759万円）**

令和2年4月から令和3年3月末までの間に、約5,521トンの燃やすごみを葉山町から受け入れ、焼却処理を実施しました。このことにより、同町から「ごみ処理負担金」が本市へ納入されました。
- **市と葉山町との容器包装プラスチックの共同処理の取組（効果額：約2,210万円）**

令和2年4月から令和3年3月末までの間に、約615トンの容器包装プラスチックを葉山町から受け入れ、処理（選別・圧縮・梱包）を実施しました。このことにより、同町から「ごみ処理負担金」が本市へ納入されました。
- **市と葉山町とのし尿・浄化槽汚泥の共同処理の取組（効果額：約2,457万円）**

し尿及び浄化槽汚泥の処理を葉山町へ事務委託することにより、し尿処理施設の維持管理経費を削減しました。また、し尿の収集・運搬及び浄化槽汚泥の清掃を許可業者制へ移行したことにより、委託費を削減しました。
- **道路・水路の売払い（効果額：約1,943万円）**

不要となった道路・水路を売払い、収入としました。
- **高圧受電施設における電力需給契約の入札の実施**

環境クリーンセンター、浄水管理センター等の高圧受電施設における電力需給契約について、再生可能エネルギーの供給を条件に入れるとともに、経費の削減を目指し、入札を実施しました。
- **ワーケーションの推進や新たな働き方セミナー等の実施**

柔軟な働き方等を推進することで、関係人口、関係法人の創出、企業誘致を目指し、取り組みを進めました。
- **家庭ごみ処理有料化（効果額：約6,044万円）**

ごみの更なる減量化・資源化を図るため、家庭ごみ処理有料化の取り組みを進めました。

3 令和3年度の主な取組

- **市庁舎地下駐車場の民間事業者への貸付（効果額：約594万円）**

市庁舎地下駐車場を民間事業者に貸付け、管理運営させることで、利用者の利便性を向上させるとともに、貸付収入を得ました。
- **自転車等保管場所管理業務の見直し（効果額：約74万円）**

自転車等保管場所について、開設日は維持しつつ、対応人員を減らすことにより、費用削減を図りました。
- **市と葉山町との燃やすごみの共同処理の取組（効果額：約2億328万円）**

令和3年4月から令和4年3月末までの間に、約5,431トンの燃やすごみを葉山町から受け入れ、焼却処理を実施しました。このことにより、同町から「ごみ処理負担金」が本市へ納入されました。
- **市と葉山町との容器包装プラスチックの共同処理の取組（効果額：約2,239万円）**

令和3年4月から令和4年3月末までの間に、約604トンの容器包装プラスチックを葉山町から受け入れ、処理（選別・圧縮・梱包）を実施しました。このことにより、同町から「ごみ処理負担金」が本市へ納入されました。
- **市と葉山町とのし尿・浄化槽汚泥の共同処理の取組（効果額：約2,114万円）**

し尿及び浄化槽汚泥の処理を葉山町へ事務委託することにより、し尿処理施設の維持管理経費を削減しました。また、し尿の収集・運搬及び浄化槽汚泥の清掃を許可業者制へ移行したことにより、委託費を削減しました。
- **道路等の売払い（効果額：約2,112万円）**

不要となった道路等を売払い、収入としました。
- **家庭ごみ処理有料化（効果額：約5,760万円）**

ごみの更なる減量化・資源化を図るため、家庭ごみ処理有料化の取り組みを進めました。

Ⅲ 基本的事項

1 推進の3本柱

今後本市が取り組むべき行財政改革の基本的な方針について、次のとおり分類した上で推進していきます。

(1) 行政力の向上 ～行政運営の改革～

行政力の向上及び市民サービス向上の双方の観点から、業務プロセス改善の推進、指定管理者制度の更なる活用等に取り組むことにより、業務の合理化・効率化を進め、行政運営の改革を積極的に推進します。また、各種行政手続き及び業務のデジタル化、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を進めることで、市民の利便性の向上を図ると共に、災害時等の対応力向上を目指します。

(2) 財政力の向上 ～自治体経営の改革～

弾力性のある財政構造を構築するためには、「歳入と歳出のバランス」を図りながら、経常的経費を抑制することが必須です。企業誘致・起業促進による新たな歳入の獲得を図るとともに、人件費比率、経常収支比率のほか健全化判断比率等財政指標の改善に努め、経常的支出の見直し、受益者負担の適正化等を進めていきます。

また、高齢化による社会保障費の増加、子育て支援や公共施設の老朽化対策等、様々な行政需要に適切に対応していくためにも、歳入に見合う歳出規模の中で市民サービスを取捨選択し、少子・高齢化社会に適應できる財政構造への転換を図ります。

(3) 組織力の向上 ～組織・ヒトの改革～

従来の行政の枠にとらわれない形で英知を出し合い、施策を進めていくため、市の組織の縦割りを打破し、組織を横断した取り組みを推進する体制を構築していきます。

市民サービスの向上のため、「逗子のために SouZou（創造・想像）力を発揮して未来にチャレンジする職員」を目指す職員像として、人材育成基本方針に基づき、高度化、多様化する行政課題を解決できる能力を身につけ、解決に向けて行動する職員の育成を図ると共に IT 利活用に係る研修を実施し、IT リテラシーを底上げしていきます。

2 計画期間

基本方針を計画的に推進し、かつ変化する社会経済情勢に対応すべく、期間は令和5年度～令和8年度までの4か年とします。

3 進行管理及び推進体制

(1) 行財政改革推進本部

市長、副市長、教育長及び市職員からなる行財政改革推進本部により、基本方針の実施方策の検討及び進行管理を行います。

(2) 行財政改革推進懇話会

行財政改革の達成状況その他行財政改革を推進する上での課題について、公募市民を含むメンバーから広くご意見をいただきます。

(3) 庁内推進体制の構築

行財政改革基本方針の個別課題の検討に当たり、部会の設置等による推進体制を適宜構築し、課題等の細部を検討し、又は実施を促進します。

(4) 広報

行財政改革の取組実績について、毎年度広報すし及び逗子市ホームページで公表します。

4 評価の方法

後述するⅣの推進項目毎に行財政改革推進本部にて重点課題を決定します。それに基づき担当所管で数値、事実・事象等具体的な目標を掲げ、年度毎の達成状況を「達成度評価」及び「取組状況」の2項目で評価を行い、計画期間終了後に4年間の総括評価を行います。

• 達成度評価基準

s	目標をはるかに上回る達成度合であった。
a a	目標を上回る達成度合であった。
a	目標通りの達成度合であった。
b	目標を下回る達成度合であった。
c	目標をはるかに下回る達成度合であった。 未着手に近い状態であった。

• 取組状況評価

視 点	具 体 的 項 目
①達成度分析	<ul style="list-style-type: none"> • どのくらい達成したのか／しなかったのか。 • 評価は何か。
②原因分析	<ul style="list-style-type: none"> • 達成／未達成の決め手は何か。 • それは外部要因か／自己要因か。 • 障害への対応は適切だったか。 • コントロールを適切に行ったか。 • 周囲との連携は適切だったか。 • 上司への報連相を十分に行ったか。
③目標分析	<ul style="list-style-type: none"> • 意味のある目標だったか。 • 目標の数は適切だったか。 • 困難度は適切だったか。 • 他に適切な目標はなかったか。
④課題検討	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の目標管理を通じての収穫は何か。 • 今回の目標管理でもっと工夫すればよかったことは何か。 • 次期の目標をどのように考えるか。

IV 推進項目

1 行政力の向上 ～行政運営の改革～

(1) 業務プロセス改善の推進

各業務の棚卸し、分析及び業務プロセスの改善を重ね、改善点・非効率な点を積極的に発見、可視化し、業務内容の改善と効率化を図ります。また、各業務について、デジタル化の手法を用いることについても検討していきます。

費用対効果を意識した改善として、同等の効果を持つ安価な代替品の導入、消耗品の使用の節約を徹底し、物的費用を節約していきます。

職員一人ひとりが常に費用対効果を意識して業務に取り組むことで、業務改善につながる様々な取り組みに波及することが期待できます。

(2) デジタル化の推進

各種行政手続き及び業務のデジタル化、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を進めることで、来庁せずとも手続きや相談等ができること、来庁した場合はその手続き等にかかる時間の短縮を目指し、市民の利便性の向上を図ります。

行政手続きのデジタル化、会議のリモート化、職員のテレワーク制度の導入等を中心として、様々な取組を進めます。これらの取組の推進により、災害時等の対応力向上を目指します。また、職員の業務従事方法の多様化、効率化についても検討していきます。

(3) 民間委託等の推進・指定管理者制度の更なる活用

本市の公の施設・業務において、民間委託及び指定管理者制度が導入されており、一定の効果を挙げてきたと考えます。制度導入のノウハウも構築されたことにより、関係各部局において、対象となる施設・業務を精査し引き続き取り組み、ロードマップにより進行管理を行うものとします。

なお、新たな導入にあたっては、直営方式とのコスト比較やメリット・デメリット等を明確にした上で、検討していきます。

<民間委託・指定管理者制度の検討>

- ・環境クリーンセンターの現業業務
 - ・小学校給食調理業務
 - ・公立保育園
 - ・体験学習施設
- など

(4) 関係団体等との連携強化

ア 地域団体の事業チェックと支援・連携

地域福祉の推進役としての（社福）逗子市社会福祉協議会、地域医療対策に取り組む（公財）逗葉地域医療センター及びスポーツ推進を担っている（公財）逗子市スポーツ協会については、事業目的や事業の内容について、これまで以上に点検・検証を行うとともに、法人の運営状況に応じた補助金額等の精査を行います。また、市から団体への人件費を含む補助金等の財政的な支援を通じ、不断のチェックを行います。団体自らが積極的な改善の取り組みを進めることができるよう支援するとともに、連携を強化していきます。

イ 近隣市町との広域連携

少子・高齢化の進展を踏まえ近隣市町と協力し、複数の自治体で行った方が効率的な事務、事業について連携を図ることを検討していきます。

ごみ処理については、広域連携の新たな枠組みを構築すべく、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、「覚書」を締結し、令和2年8月には、資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指すことを基本理念とした「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」を策定しました。同計画においては、令和6年度からの葉山町での生ごみの共同処理を予定しています。

汚水処理については、広域化・共同化の可能性について、葉山町と「汚水処理の広域化・共同化の可能性検討調査に係る相互連携に関する覚書」を締結し、協議を進めていきます。

ウ 逗子市商工会・逗子市観光協会・株式会社パブリックサービスとの連携強化

逗子市商工会及び逗子市観光協会が、市内商工業の振興・活性化を図るために行っている事業、イベントの継続的な実施は、市民のみならず市外からの誘客につながっていること、地域力の向上、活性化にも大きく寄与していることから、商業振興事業や観光振興イベントの実施等について、積極的な支援を行います。

株式会社パブリックサービスについては、市民協働型行政運営のパートナーとして、高齢者だけでなく、若年者・女性の雇用の場の創出も含めた事業分野の拡大を進め、地域の活性化、市民協働の推進等に資する存在として、その経営に積極的に関与していきます。

さらに、剰余金を原資とした「市民貢献準備金」を積み立て、市民の暮らしに役立つ活動等に支援する事業である「市民貢献事業」を展開していることから、更なる協力を要請していきます。

エ 大学や企業等との連携

連携により、市と大学や企業等の双方が持つ知的、人的、物的資源を活用することで、地域社会の発展や課題解決等に向けた取組を進めていきます。

(5) シティプロモーション

地域の魅力を市民と共有し、共に育てていくことで、市民がより強く「いつまでも住み続けたい」と思うまちであることを目指します。そして、逗子市になじみのない人にとっても、今以上に「訪れてみたい」「また訪れたい」、そして最終的には「住みたい」と思えるまちになるようシティプロモーションの取組を進めることにより、転出の抑制、転入の促進による人口規模の維持、観光客等交流人口の増加や新たな産業の創出、まちの活性化につなげていきます。

2 財政力の向上 ～自治体経営の改革～

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

「歳入に見合った歳出」を原則とし、経常的な歳入で経常的な歳出を賄うために、財政状況を分析した上で、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図る等、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めます。

高齢化による社会保障費の増加、子育て支援や公共施設の老朽化対策等、様々な行政需要に適切に対応していくために、事務事業を歳入に見合う規模の中で行政サービスを取捨選択し、質の高い効率的・効果的な事業を実施していきます。

新規事業の検討だけでなく、事業の見直しについても、「逗子市重要事務事業の市長ヒアリングに関する要綱」に基づく市長ヒアリング及び「逗子市事業査定に関する要綱」に基づく事業査定において行うものとします。

(2) 新たな歳入の確保と企業誘致・起業支援

市所有の財産等を有効活用した広告事業の推進のほか、長期的に法人市民税及び固定資産税等の増収を見込めるように、本市にふさわしい企業誘致の取組方針を定めて、企業誘致や、起業しやすい環境を整えることで、個人市民税以外にも歳入の柱をつくります。

platform ZUSHI BIZやワーケーションの推進、保育的機能を有する事業所の開設の支援等による“関係法人“の増加・創出に向けた取組により、税収の増加だけでなく、地域経済への波及効果や、定住人口や交流人口の増加、直接まちの元気にもつながることが期待できることから戦略的な取り組みとして進めていきます。

歳入の増加策としてはふるさと納税の取り組みを強化していきます。逗子市商工会や市内事業者と協力し、「逗子らしさ」を発信できる魅力的な返礼品を増やし、逗子市観光協会等各種団体とも協力してPRに努め、逗子のファンを増やしていきます。

企業版ふるさと納税についても、募集を強化するとともに、“関係法人“を増やし、企業誘致につながることを目指します。

(3) 財政指標の改善

ア 人件費比率

民間委託の推進、技能労務職員の原則退職者不補充、デジタル化による業務の効率化等により、適正な職員数の管理を行うとともに、諸手当の支給のあり方について適宜点検し、見直しを行う等で人件費の削減に努めていきます。

また、他団体との給与構造比較、分析等を行い、適正な給与水準となるよう運用を進めていきます。

イ 経常収支比率

経常的な歳入で、経常的な歳出を賄う財政構造への転換を図るため、継続的に事業見直しを行い、経常的経費の抑制を続けていきます。

歳出については、特に、増大する社会保障給付及びこれまで実施してきた投資的事業等による公債費の増減に注視し、引き続き、経常的経費の抑制に努めます。

歳入については、今後、人口の減少や高齢化が一層進むことにより市税の増は見込めないことから、新たな財源の確保等に積極的に取り組み、歳入増を図っていきます。

(4) 受益者負担の適正化

ア 特別会計及び下水道事業会計繰出金の適正化

各種保険料及び下水道使用料を適宜見直しすることにより、受益者負担の適正化を図り、法定外・基準外の繰出金を最小限に収め、特別会計繰出金等の適正化を進めます。

イ 使用料・手数料の見直し

3年に1度の原価計算を実施し、受益と負担の適正なバランスを維持していきます。また、サービス提供に係るコストを把握することで、事務処理の効率化を図る材料とします。

(5) 公会計制度の活用

統一的な基準による財務書類等については、事業別、施設別等のより細かな分析や「資産形成度」、「世代間公平性」、「持続可能性（健全性）」、「効率性」及び「自立性」といった分析の視点から他団体との比較等を行い、財政状況の分析等に活用します。

(6) 公共施設マネジメント

ア 総合的かつ計画的な管理

本市の多くの公共施設が高度経済成長期における人口増や行政需要拡大を背景に整備されており、今後、老朽化した公共施設等の修繕・更新が集中しますが、人口の減少、少子・高齢化の進展を踏まえた将来の財政状況を勘案し、莫大な施設更新費用を分散した上で、予防保全の考え方に基づき総合的・計画的に管理していきます。

イ 公共施設等のあり方

今後、人口や税収が減少していく中で、現在保有するすべての公共施設等を現状のまま修繕・維持・更新していくことは困難です。このため、今後施設老朽化の度合いだけでなく、市民ニーズや適正な行政サービス水準など、社会構造の変化にも対応した施設のあり方を改めて検討していきます。

点検・診断等に基づいて計画的に予防保全型の修繕を実施し、ライフサイクルコストの縮減と施設の長寿命化を図ります。

公共施設の更新等は、既存施設の集約化・複合化・転用により対応することを基本とし、全体としての延床面積を減少させます。

また、JR東逗子駅前用地を有効活用し、公共施設を集約して複合施設の整備を行います。

ウ 民間活力導入の促進

公共施設等の整備及び運用は、サウンディング市場型調査やPFIなどの民間のノウハウ・資金の活用や不動産等専門業界との連携など、効率的かつ効果的な実施を図ります。

3 組織力の向上 ～組織・ヒトの改革～

(1) 働き方改革の推進

ア 組織及び機構の整理

本市の施策を効果的に実施していくために庁内における縦割りの壁を取り払い、横断的な協力体制を構築できる組織づくりを行っていきます。また、最適な組織、機構について適宜検討します。

イ 職員の協力体制の構築・推進

職員応援派遣制度を活用し、事務の繁閑に応じて、庁内の横断的な協力を積極的に行うことで事務量の平準化と組織の活性化を図ることで、行政運営の能率向上と円滑化を進めます。

(2) 定員管理

将来的な本市の体力に見合った職員数、バランスを精査します。一般職給料表(1)が適用される事務職員等については業務量に見合った職員数の管理を、一般職給料表(2)が適用される技能労務職員については原則退職者不補充をもって総量的に職員数の削減を行うとともに、真に職員が担うべき業務を精査したうえで定員管理を行っていきます。定年延長を含めた今後の公務員制度改革、国及び他の地方公共団体等の動向等を総合的に考慮した上で適宜見直しを行い、適切な定員管理を進めていきます。

また、会計年度任用職員についても、職員数、配置バランスを精査していくとともに、従事している業務に見合った報酬水準及び勤務形態の設定等の見直しを適宜行います。

(3) 給与の適正化

給与制度については、国及び他の地方公共団体等を参考に引き続き適正な運用に努めます。また、諸手当の支給のあり方について総合的に点検し、見直しを図っていきます。

(4) 「逗子のために SouZou（創造・想像）力を発揮して未来にチャレンジする職員」
の育成

ア 人材育成に関する基本方針の推進

人材育成基本方針を推進し、これにより職員の能力の底上げがなされることにより、行政サービスの質を確保し、市民サービスの向上を図っていきます。

また、職員自らがキャリアプランを意識し、ITリテラシー向上を含め、能力開発等に取り組むとともに、研修面、人事面でも様々な経験を積めるようサポートする環境を作っていきます。

イ 人材育成のための研修等

人材育成基本方針で定める「目指す職員像」の実現を図るため、職場における実務研修、市町村研修センター等への派遣研修、自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成を進め、総合的な人材育成に努めます。

(5) 人事評価システムの推進

能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る必要があることから、能力及び業績による人事評価制度を基にした人事評価システムにより、職員のモチベーションを高め、スキルアップを図ります。

また、人材育成、適材適所の人事配置及び昇格、昇給等の職員の処遇への反映に活用できるよう、透明性、納得性の高いシステムとして運用していきます。